

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)

国土交通省 道路局

平成28年12月16日公表

平成29年12月22日改定

令和5年12月22日改定

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要①

料金の賢い3原則（高速道路を賢く使う上で共通の理念）

① 利用度合いに応じた公平な料金体系

② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年度からの具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一。
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定。

(2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社で一元的に管理。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

令和6年度からの具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 阪神高速において、料金体系の整理・統一を更に進める。
 - ・対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定。
 - ・料金割引についても整理・統一を図る観点等から、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入を実施。
- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線(2期)や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。

(2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- ネットワークの開通状況を踏まえ、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要②

- 平成29年6月の料金改定においては、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心流入割引を導入。
- 今回の料金改定においては、都心部の交通集中を緩和するため、ネットワークの開通状況を踏まえ、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。

■大阪・神戸都心流入割引

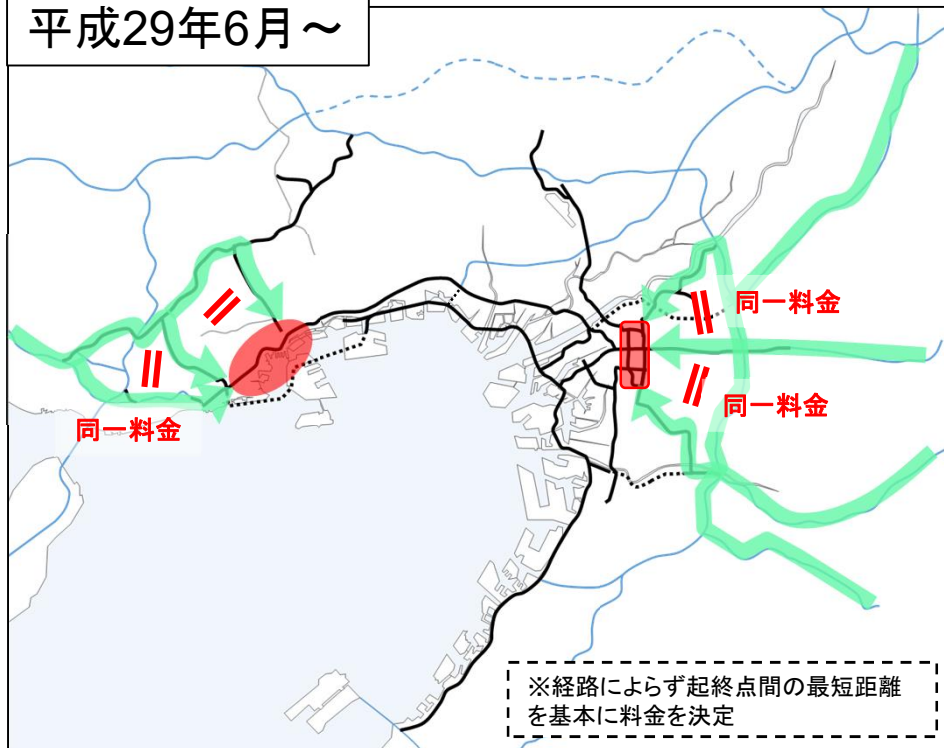
経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定

■大阪・神戸都心迂回割引

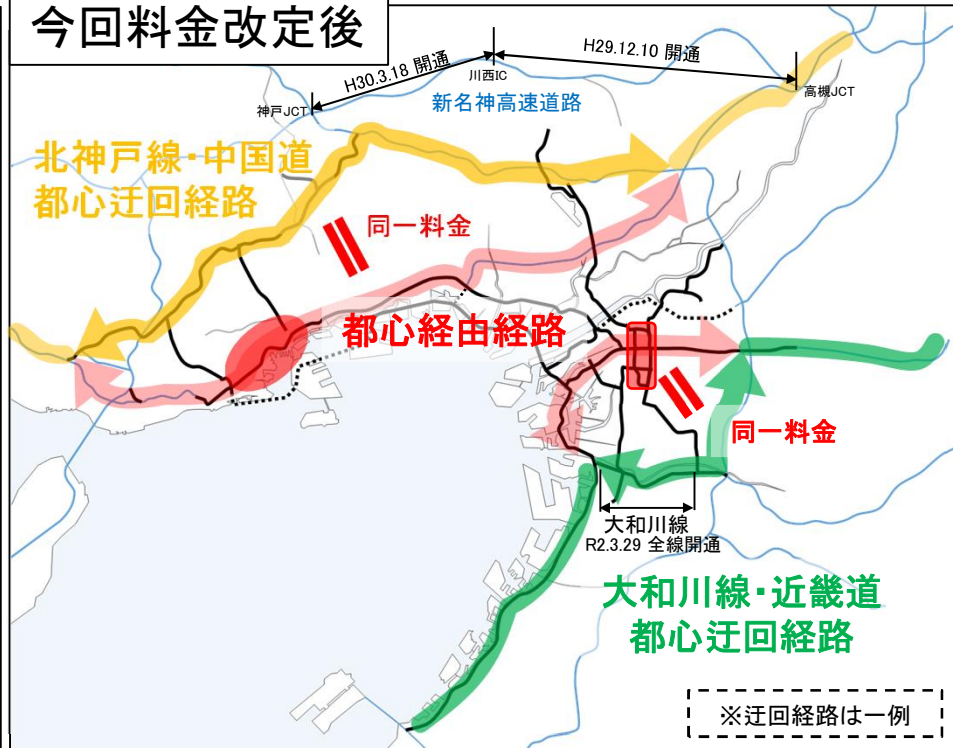
都心部を迂回する経路を利用した場合でも、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定



平成29年6月～

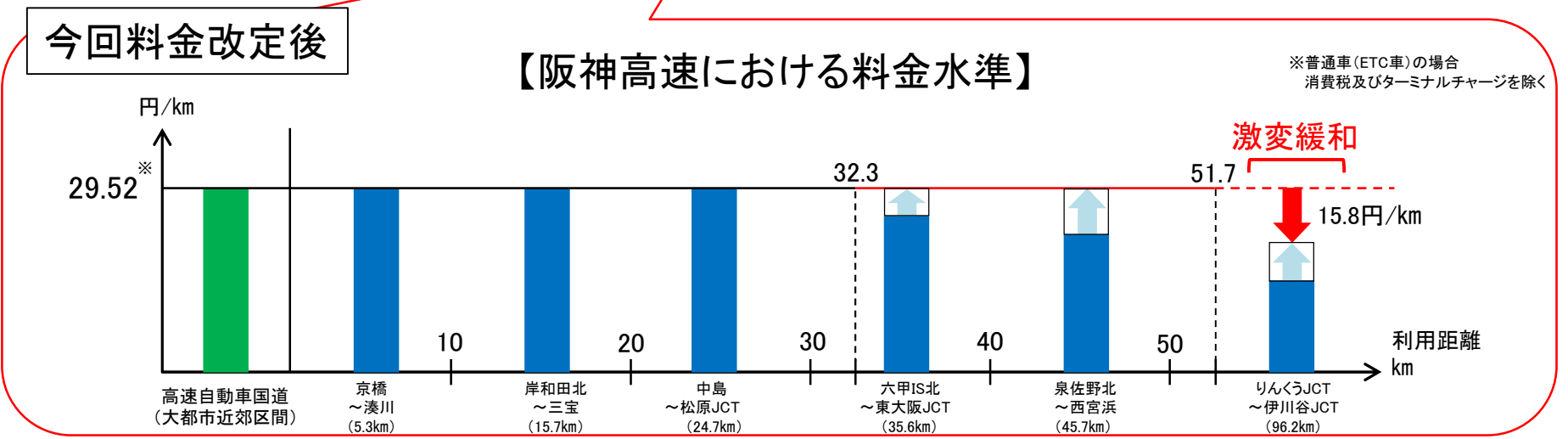
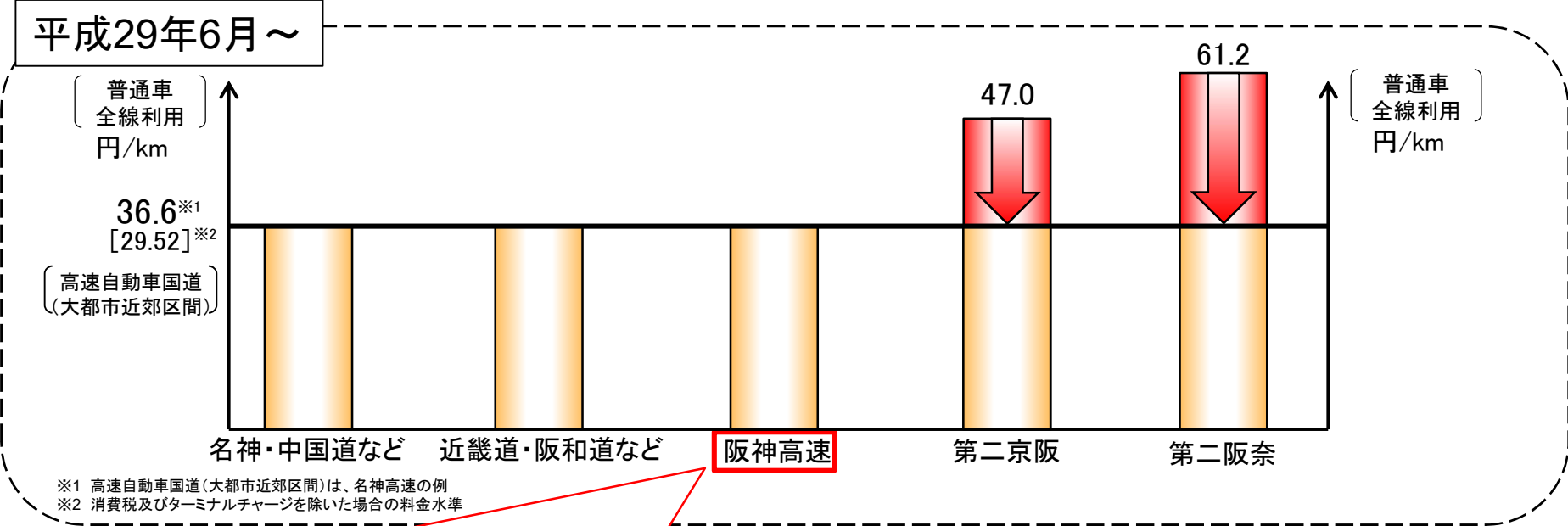


今回料金改定後



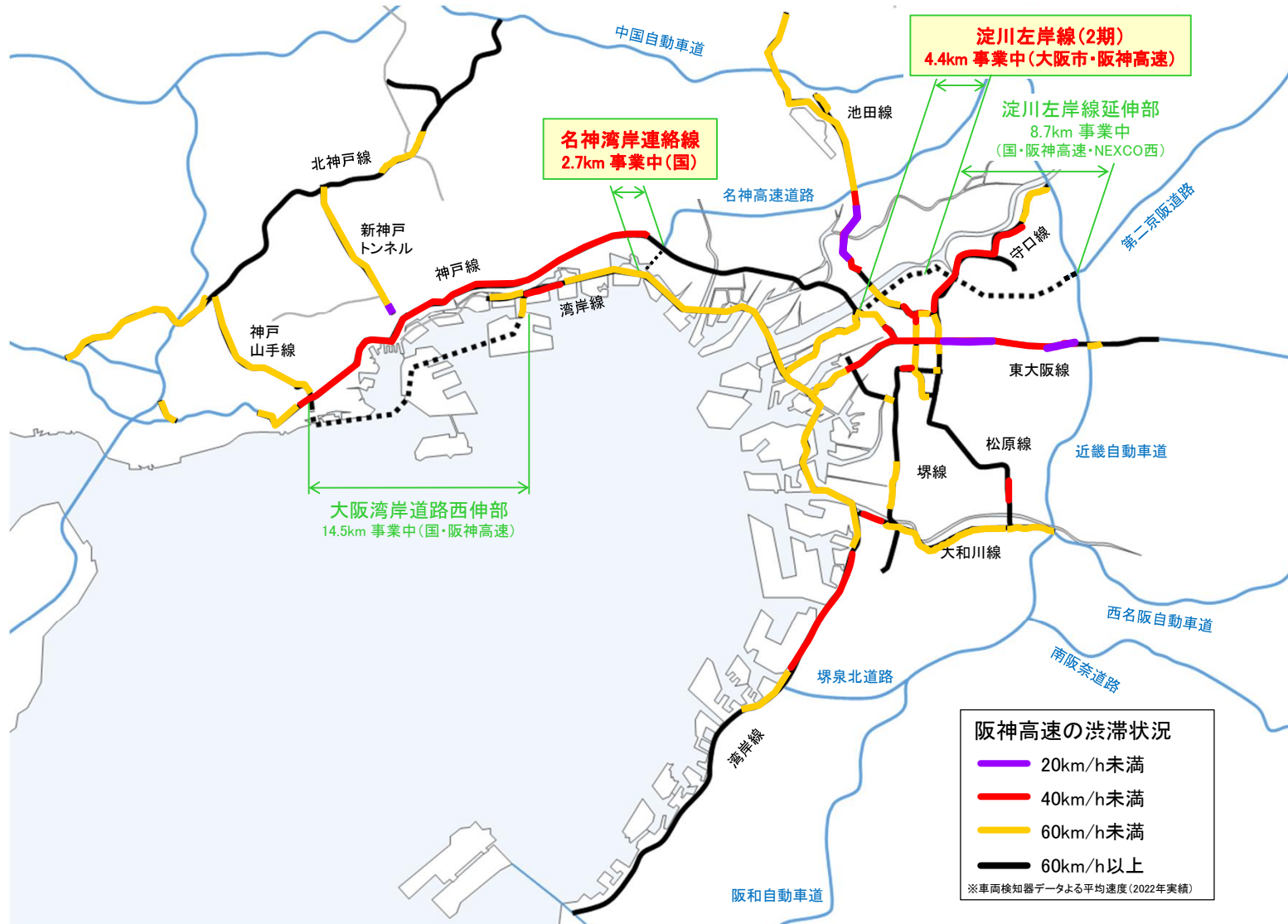
近畿圏の料金水準の整理・統一（案）

○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。（普通車 1,320円 → 1,950円）



近畿圏内の高速道路ネットワーク整備（案）

○ 令和6年度からの阪神高速の料金体系の見直しにあたり、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。



阪神高速の大口・多頻度割引について（案）

○コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、大口・多頻度割引の最大割引率を35%から45%に拡充。

【阪神高速道路の大口・多頻度割引の概要】（現状）

主に業務目的で利用機会の多い車の負担軽減のため、ETCコーポレートカードの利用者に対して、割引実施

多頻度割引(車両単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率※1
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%(10%)
10,000円超～30,000円以下の部分	6%(15%【+5%】)
30,000円超～35,000円以下の部分	6%(20%【+5%】)
35,000円超～70,000円以下の部分	8%(20%【+5%】)
70,000円を越える部分	13%(20%【+5%】)

大口割引(契約者単位割引)	
月間利用額(契約者単位)	割引率※1
100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	(10%)

+

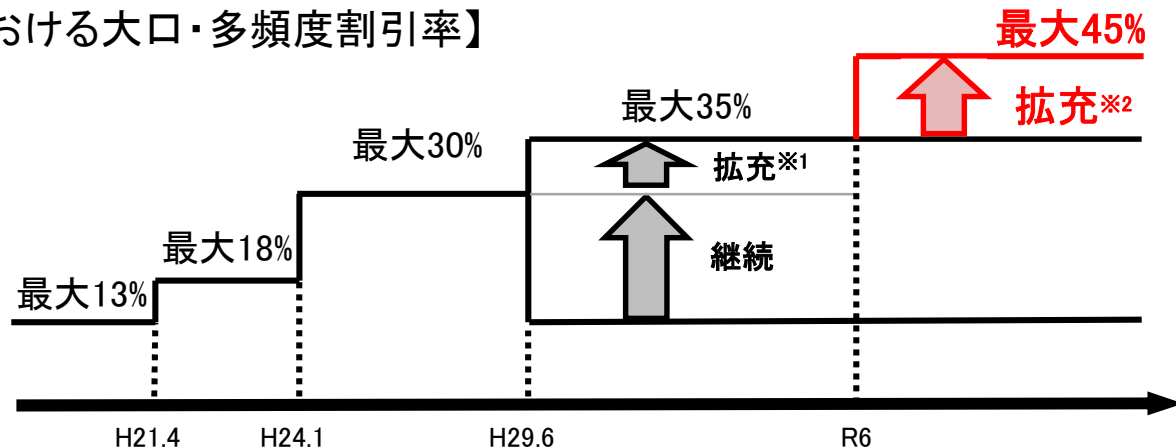
⇒ **現行の最大割引率 約35%**

※1 ()内は令和14年3月末までの割引率。
うち【 】内は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の場合の拡充分。

注) NEXCOの高速自動車国道等については10%

注) NEXCOの高速自動車国道等については、最大30%
ETC2.0を利用する自動車運送事業者については、最大40%に拡充(令和6年3月末まで)

【阪神高速における大口・多頻度割引率】

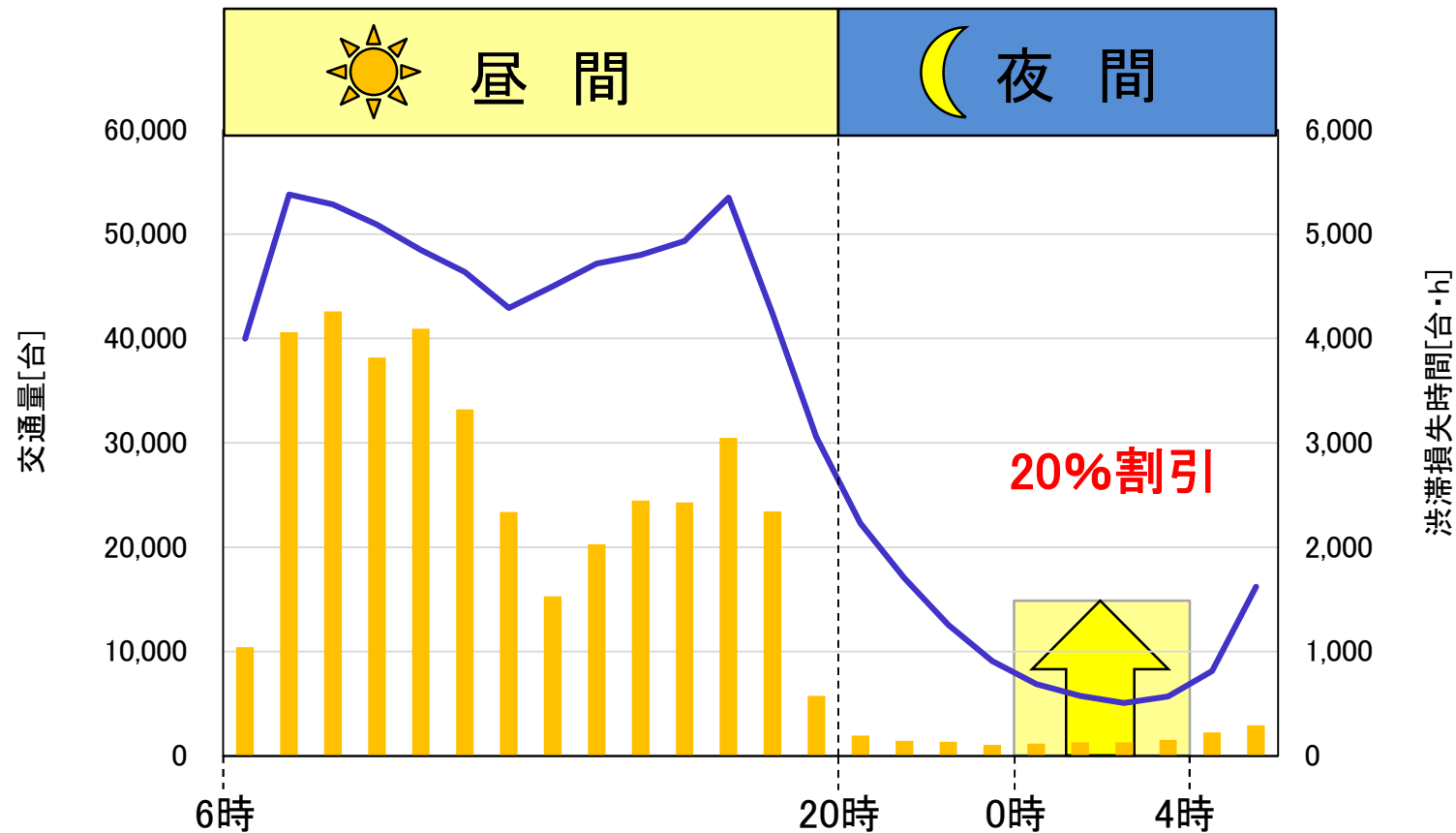


※1 特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

※2 拡充10%は月間利用額が10,000円超の部分を対象とし、うち5%は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

阪神高速の深夜割引について（案）

○ 交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引を導入。



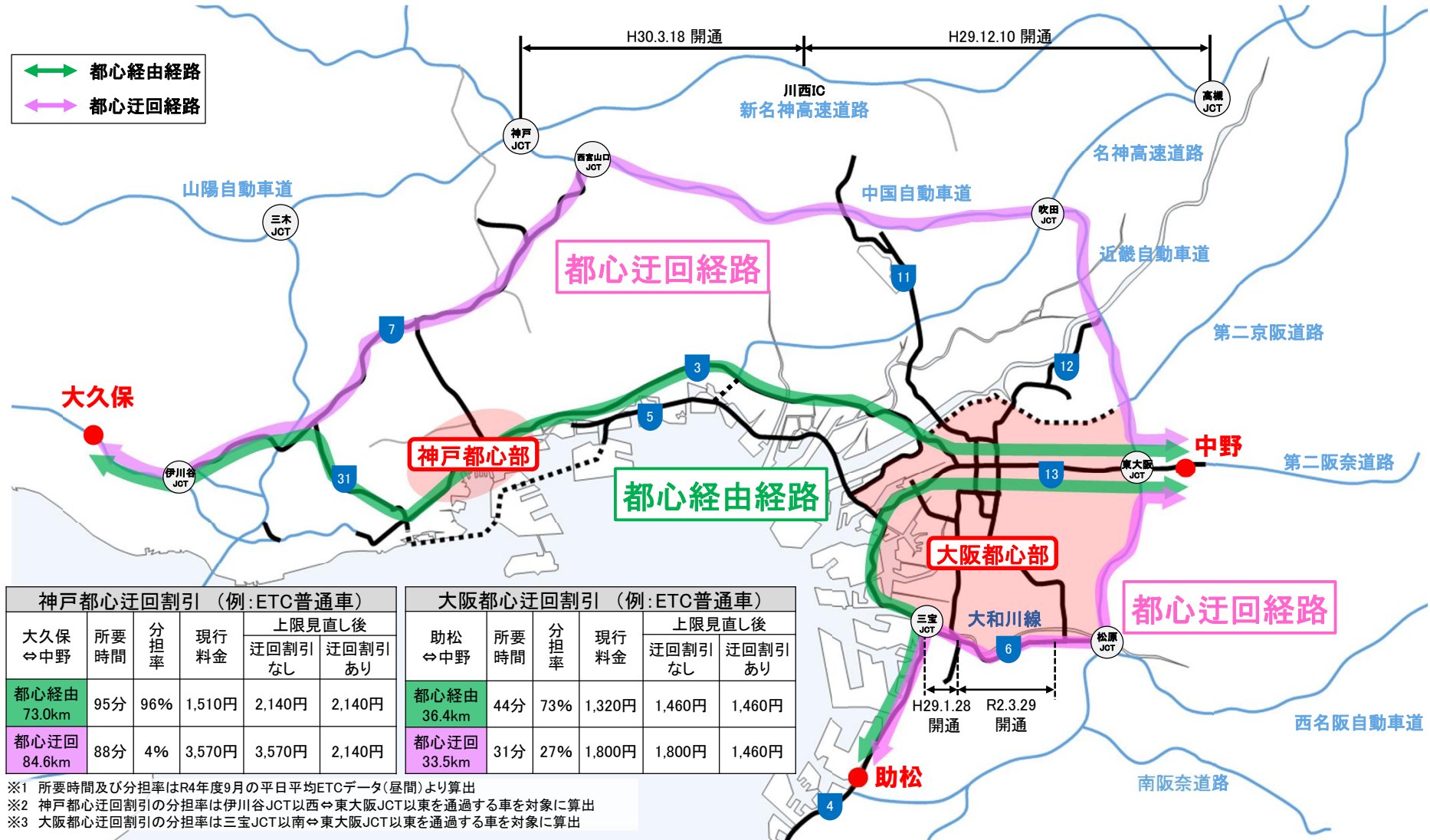
※現行は深夜割引の適用なし

■ 2022年度_平日平均渋滞損失時間

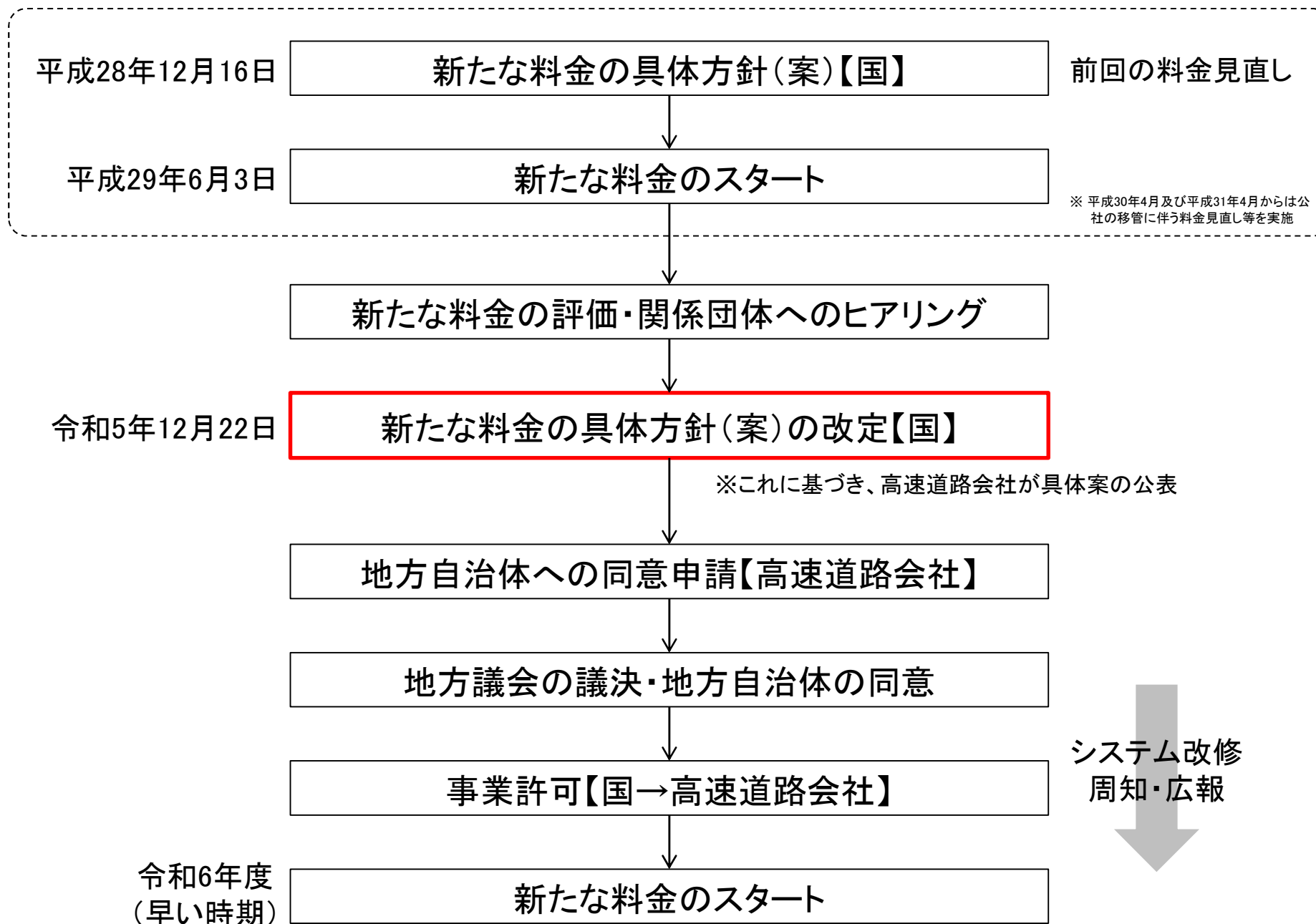
— 2022年度_平日平均交通量 ※約76万台/日のうち、0時～4時の利用は約2.3万台/日(約3%)

大阪・神戸都心迂回割引について（案）

○ 新名神高速道路開通に伴う中国道の渋滞緩和や大和川線全線開通により、新たなネットワークの更なる活用が可能となったことから、都心迂回経路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。



近畿圏の新たな高速道路料金 今後のスケジュール



近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針(概要)[※]

※社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会(H28.12.16)

＜近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系＞

○ 圏域共通の新しい料金体系の確立

【近畿圏料金の賢い3原則】～賢く使う上での共通の理念～

利用度合いに応じた公平な料金体系

管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、
「管理主体の整理」に特段の対応が必要

○ 実現に向けた取組

① 料金体系の整理・統一

・料金水準や車種区分について、対距離制を基本として統一 等

② 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

・地方道路公社等の管理区間は、合理的・効率的な管理のため、会社での一元的な管理を検討

③ 戦略的な料金体系

・都心流入等について、ネットワークの形成を踏まえた、混雑状況に応じた料金施策の導入

○ 料金体系の確立にあたっての留意事項

・ネットワーク整備等の進展に合わせて、料金体系の確立に向けたロードマップを明確化

・ネットワーク整備等の進展に合わせて、激変緩和措置も講じながら段階的に導入

H29.6 近畿圏の料金水準の整理・統一

<H29.6.2まで>



- : 高速国道の大都市近郊区間より高い
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 利用距離により料率に変化
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
- : 均一区間 (点線は整備中区間)

<H29.6.3以降>



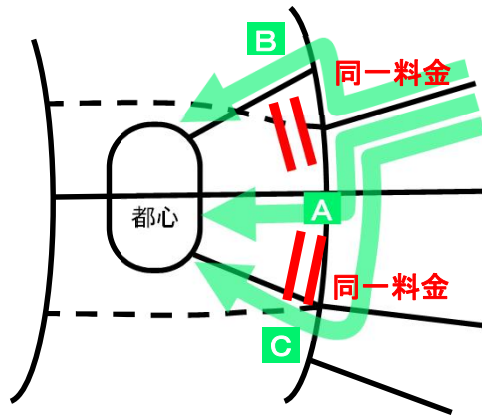
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
※堺泉北道路等では激変緩和措置を実施
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
(点線は整備中区間)

料金水準を整理・統一

近畿圏の料金体系の段階的な見直し

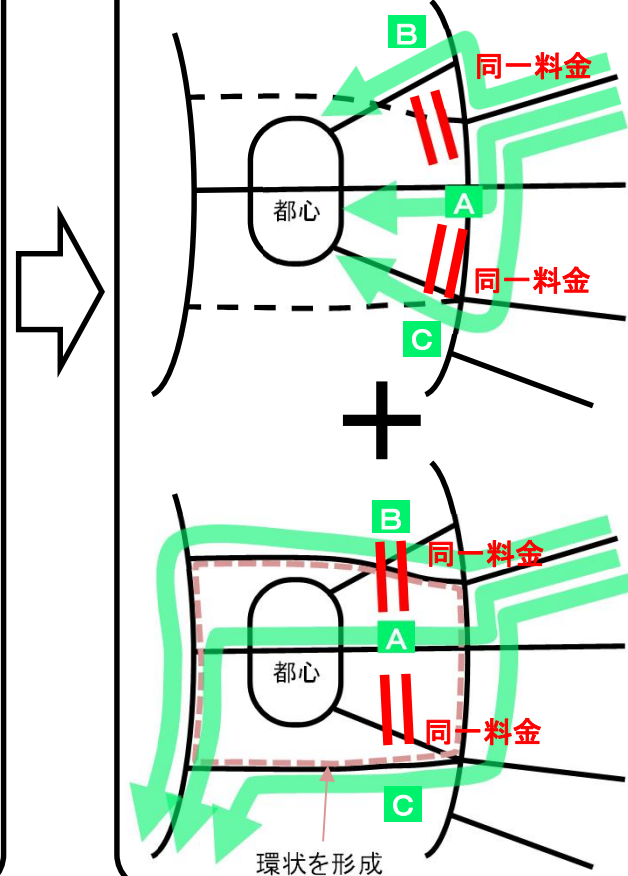
【H29年度より】

- 料金体系の整理・統一
⇒ ネットワークの充実に必要な財源確保
- 継ぎ目のない料金
⇒ 管理主体の統一
都心流入の料金措置



【ネットワーク完成後】

- ネットワークの完成により都心を通ずる複数経路の確保
- 継ぎ目のない料金
⇒ 都心流入の料金措置
都心通過の料金措置
令和6年度より一部導入



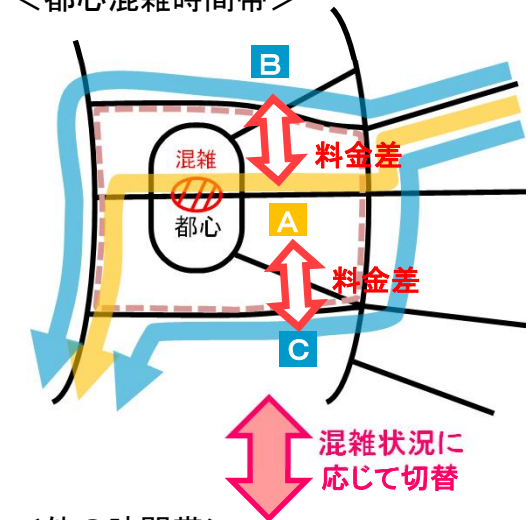
影響を検証した上で

【将来】

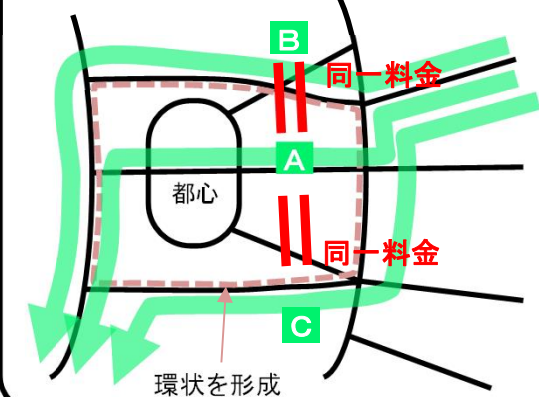
- 混雑状況に応じた機動的な料金の実現

【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



<他の時間帯>



※ 大阪都心に加えて、神戸都心についても同様に措置

実現される新たな料金のポイント（参考料金例）

①松原JCT～浜寺（18.4km）

現行	対距離	今回料金改定後
870円	870円 (±0円)	昼間870円 深夜700円
[566円]		[昼間479円] [深夜385円]

②西宮山口JCT～藍那（18.7km）

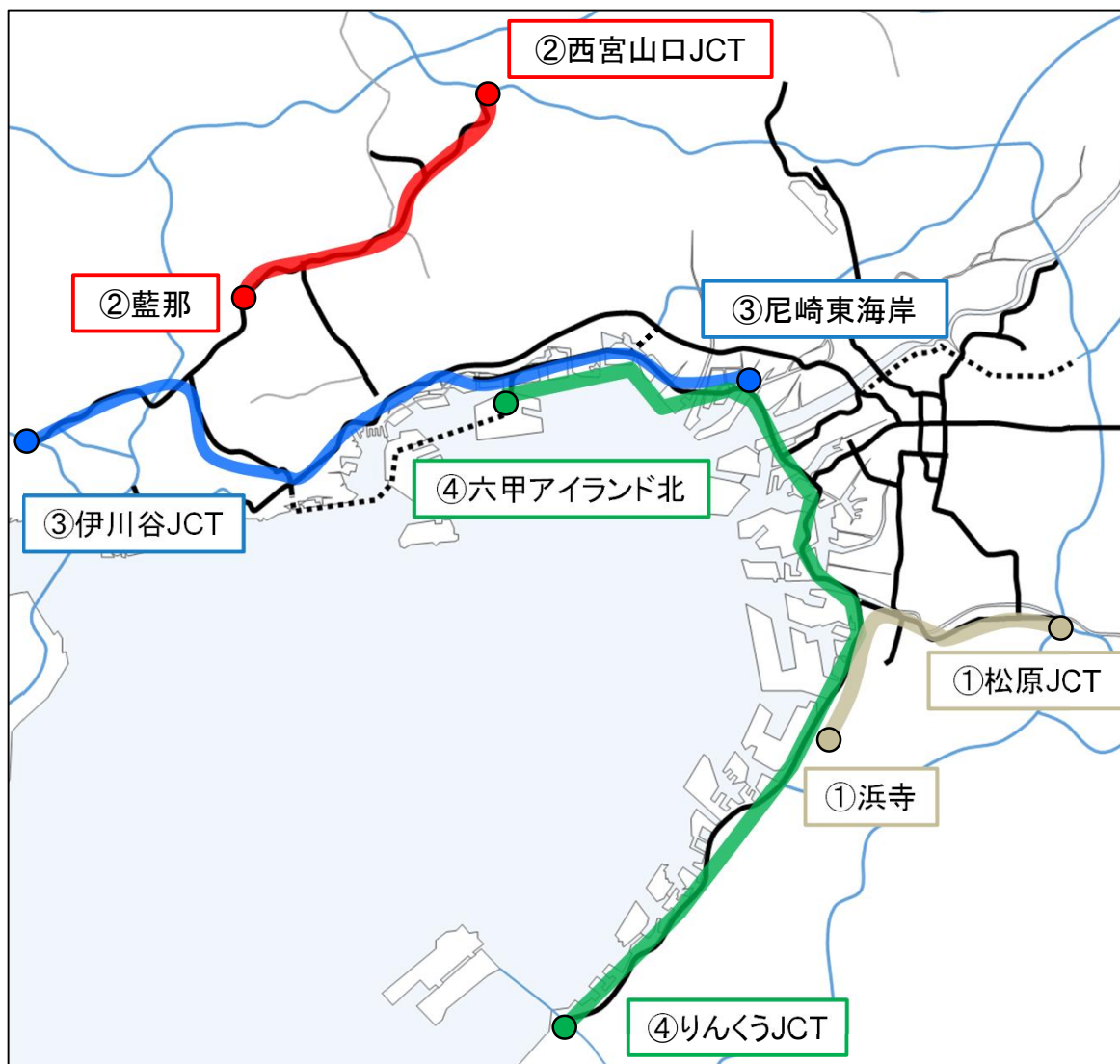
現行	対距離	今回料金改定後
880円	880円 (±0円)	昼間880円 深夜700円
[572円]		[昼間484円] [深夜385円]

③伊川谷JCT～尼崎東海岸（44.3km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円	1,710円 (+390円)	昼間1,710円 深夜1,370円
[858円]		[昼間941円] [深夜754円]

④りんくうJCT～六甲アイランド北（55.8km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円	2,090円 (+770円)	昼間1,950円 深夜1,560円
[858円]		[昼間1,073円] [深夜858円]



※料金は普通車(ETC車)の例
 ※[]書きは、大口・多頻度割引の最大割引率を1回の利用料金に乗じたもの